

除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統（食品）に係る 食品健康影響評価について

1. 経緯

遺伝子組換えワタ「除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統（以下「ワタ MON88701 系統」という。）」については、平成 25 年 11 月 7 日付けで遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品種の概要

ワタ MON88701 系統は、除草剤ジカンバ及びグルホシネートに対する耐性を付与するために改変 *dmo* 遺伝子及び *bar* 遺伝子が導入されたものである。

改変 *dmo* 遺伝子の供与体は *Stenotrophomonas maltophilia* DI-6 株であり、改変 *dmo* 遺伝子によって産生されるジカンバモノオキシゲナーゼが除草剤ジカンバを除草活性のない化合物に変換することにより、植物に除草剤ジカンバに対する耐性が付与される。

bar 遺伝子の供与体は *Streptomyces hygroscopicus* であり、*bar* 遺伝子によって産生される PAT タンパク質が、除草剤グルホシネートを除草活性のない化合物に変換することで、植物に除草剤グルホシネートに対する耐性が付与される。

3. 利用目的及び利用方法

ワタ MON88701 系統の食品としての利用目的や利用方法は、従来のワタと相違はない。

4. 諸外国における申請等

申請国	申請・確認年月	申請先
米国	2013 年 4 月確認終了	米国食品医薬品庁 (FDA)
カナダ	2012 年 6 月申請	カナダ保健省 (HC)
オーストラリア/ ニュージーランド	2013 年 1 月申請	オーストラリア・ニュージーランド食品基準局 (FSANZ)
EU	2013 年 2 月申請	欧州食品安全機関 (EFSA)